　　　　　　　　　 漁業操業に関する契約書（案）

　○○漁業協同組合（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲が「がんばる漁業復興支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（操業に使用する船）

第１条　甲は、下記の船舶（以下「操業船」という。）を、がんばる漁業復興支援事業に使用するため、乙と操業契約を締結する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

船名

総トン数

漁業種類

漁船登録番号

船舶番号

進水年月日

船質

機関の種類及び馬力数

無線設備の有無

信　号　符　字

船　 籍 　港

燃油最大積載量

　 　船舶の使用権　（使用貸借権　又は　自己所有船）

（操業船の乗組員）

第２条　乙は、操業船に次に掲げる資格及び数の乗組員を乗船させ、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 船名１ | 船名２ | 計 |
| 船長 | １ | １ | ２ |
| 機関長 | １ | １ | ２ |
| 一等航海士 | １ | ０ | １ |
| ・  ・  ・ |  |  |  |
| その他乗組員 | １０ | ５ | １５ |
| 合　計 | ○○ | ○○ | ○○ |

（操業船使用期間）

第３条　操業船使用期間は、平成　年　月　日から平成　年　月　日までとする。

（操業船使用開始の場所等）

第４条　この契約締結に伴う操業船使用開始の場所は○○港とする。

２　乙は、使用開始の際、自己の負担において本船に燃油（補助油を除く。以下同じ。）として２号重油（日本工業規格の１種２号重油をいう。）又は軽油を○○キロリッ　トル以上を積載しなければならない。

３　前項の燃油積載量は、甲乙立合の上確認するものとする。

（操業船使用終了の場所）

第５条　使用期間満了に伴う使用終了の場所は○○港とする。ただし、甲乙協議して変更できるものとする。

２　第１５条の規定により解約した場合の使用終了場所は、甲が原則として使用終了の日の７日前までに乙に通知するものとする。

（漁獲物の帰属等）

第６条　事業によって得た漁獲物は、全て甲に帰属するものとする。

２　乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

（費用の負担）

第７条　使用期間中の操業船の運航に要する燃油その他の事業に係る費用（個人的消費を除く。）は、甲が負担するものとする。

２　前項の甲の負担を除く一切の費用は、乙が負担するものとする。

３　使用終了の際、甲乙立合の上積載中の燃油の数量を確認し、第３条第２項の規定により乙が積載した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

（操業費用）

第８条　操業費用は、１箇月につき金「　　　　　　　」（うち消費税額　　　　円）とする。

２　前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したものとする。

３　１か月に満たない操業費用は日割計算とし、２４時間未満の端数は１日として計算する。ただし、日割計算した額に１円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（操業費用の支払期日）

第９条　毎月の操業費用は、乙から適法な支払い請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（操業費用の減額）

第１０条　乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により運航を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を操業費用から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（履行遅滞）

第１１条　甲は、故意又は過失により支払期日までに操業費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

（瑕疵担保責任）

第１２条　乙は、操業船が船体堅牢強固であることを保証するとともに、完全な機関その他相当の設備及び付属品を備え、かつ、これらを維持しなければならない。

　また、乙が操業船を借り受ける場合には、乙は貸し主との間で瑕疵担保責任に係る契約を締結するものとする。

（不可抗力の免責等）

第１３条　操業船の天災その他不可抗力による損害に対しては、甲は損害賠償の責に任じない。

２　不可抗力により操業船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上操業を終了するものとする。

３　前項の場合、甲は実際に運航した日まで乙に操業費用を支払うものとする。

４　乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

（乗組員の操業への専念）

第１４条　乙は、操業船の乗組員が操業に専念し、最善の努力を払うよう管理を行うものとする。

（解約）

第１５条　次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

（１）乙がストライキ等により連続して２０日以上の間運航しなかったとき。

（２）乙がこの契約の条項に違反したとき。

（３）甲が操業船の使用を必要としなくなったとき。

（４）自然災害等、操業船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。

（５）「がんばる漁業復興支援事業実施要領」（平成２３年１１月２１日付け２３水管第１８２０号水産庁長官通知）第１の５の（１）又は（２）の規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の終了又は中止を命ぜられたとき。

２　甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

３　前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

（事情変更）

第１６条　経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

（秘密保持）

第１７条　甲及び乙は、本契約に関連して知り得た当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないように厳重に管理するものとし、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

（別途協議）

第１８条　この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

　　この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙各１通保有する。

　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　○○県○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○漁業協同組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事　○　○　○　○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　○○県○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○